様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第１面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

福井県知事　殿

提出者

住所　大阪市中央区道修町3丁目1番6号

氏名　塩野フィネス株式会社
代表取締役社長　北川　稿一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6222-1471

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	塩野フィネス株式会社　福井事業所
事業場の所在地	福井県坂井市三国町米納津49字浜割156番1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E16(化学工業)
②事業の規模	売上額 約66億円
③従業員数	125人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	○引火性廃油―委託処理業者　(中間処理及び最終処分) ○引火性廃油―再生委託業者　(助燃剤として再資源化) ○引火性廃油―再生処理業者　(蒸留後原料として再資源化) ○強アルカリ―委託処理業者　(中間処理及び最終処分) ○腐食性廃酸―委託処理業者　(中間処理及び最終処分)

(日本産業規格　A列４番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

廃棄物管理責任者（福井事業所長）― 製造部長
↓ ↓
特別管理産業廃棄物管理責任者兼 製造部員（産業廃棄物排出）
廃棄物処理責任者（管理部課長）
↓
廃棄物処理担当者（管理部担当者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
排出量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特別管理産業廃棄物[引火性廃油・強アルカリ・腐食性廃酸]及び 再生利用溶媒、助燃剤に分別している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の分別で取り組む。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	―	―
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		（これまでに実施した取組）―		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	―	―
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		（今後実施する予定の取組）―		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	―	―
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		（これまでに実施した取組）―		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	―	―
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
		（今後実施する予定の取組）―		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	（これまでに実施した取組）―		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	―	―
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	― t	― t
	（今後実施する予定の取組）―		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>別紙③のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の
使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td colspan="2">4,084 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）

1、収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者が電子マニフェストを導入していない場合以外は、電子マニフェストを確実に交付し処理を委託する（現在、当社が処理を委託している業者は、全て電子マニフェストを導入済み）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙①

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<table>
<tr><td rowspan="6">①現状</td><td colspan="4">【前年度（令和6年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td>特定有害廃油</td><td>強アルカリ</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>3,846 t</td><td>2 t</td><td>1 t</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>腐食性廃酸</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>235 t</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）

1、歩留まり向上による特別管理産業廃棄物の排出抑制。
2、再生利用溶媒及び助燃剤への切り替え増量。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td>強アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>3,800 t</td><td>20 t</td><td>260 t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）

1、上記の取組に加え、溶媒使用量の少ない改良製法に切り替えることにより、特別管理産業廃棄物の排出抑制を目指す（当社主力製品について、改良製法による商業生産を今年度中に開始予定）。</td></tr>
</table>

別紙②

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特定有害廃油	強アルカリ
	全処理委託量	3,846 t	2 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3,467 t	2 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	266 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	—	—
	全処理委託量	235 t	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	229 t	—	—
	再生利用業者への処理委託量	0 t	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	—	—
	（これまでに実施した取組） 1、優良認定処理業者または再生利用業者を極力選定し、処理を委託。 2、委託基準及びマニフェスト交付等の法令を遵守し、処理を委託。 3、選定した委託業者の現地確認を実施。			

別紙③

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<table>
<tr><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="5">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>引火性廃油</td><td>強アルカリ</td><td>腐食性廃酸</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>3,800 t</td><td>20 t</td><td>260 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>3,420 t</td><td>20 t</td><td>240 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>180 t</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="5">（今後実施する予定の取組）

1、前記の取組に加え、選定した委託業者の現地確認を行うよう、継続して努力する。
2、生産の増大に伴い、年々特別管理産業廃棄物の排出量が増えているため、再生利用溶媒及び助燃剤への切り替えを引き続き推進する。
3、溶媒使用量の少ない改良製法に切り替えることにより、特別管理産業廃棄物の排出抑制を目指す。</td></tr>
</table>